

香川県営業時間短縮協力金（第2次）

<要件>

営業時間短縮要請の全期間を通して(※)

【令和3年4月28日(水)午前0時～5月11日(火)午後12時】

- ・営業時間は、午前5時から午後9時までとすること
- ・酒類提供は、午後8時までとすること

にご協力いただいた飲食店

※定休日を除き、一日でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支給要件を満たしませんので、ご注意ください。

※深夜営業をされている店舗について、4月28日(水)午前0時から午前5時までの間に営業した場合は、協力金の支給要件を満たしません。

※通常の営業時間が午前5時から午後9時までの時間帯内の場合は、対象となりません。

●支給額

[中小企業]

前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じて
2万5千円～7万5千円/日

- ・1日当たりの売上高が8万3,333円以下の場合
→ 一律2万5千円/日を支給
- ・1日当たりの売上高が8万3,333円超の場合
→ 1日当たりの売上高×0.3（上限7万5千円/日）

[大企業]

1日当たりの売上高の減少額を基に算出する方式
上限20万円/日 又は 前年度若しくは前々年度の
1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額

※中小企業においてもこの方式を選択可

※制度詳細は、現在、検討中につき、後日公表します。

※申請店舗の外観・内観の写真（営業している事実、時短営業・感染防止対策等の事実が確認できるもの）が必要となります。